

道の駅「スタープラザ芦別」臨時売店設置許可申請要領

道の駅「スタープラザ芦別」の使用に係る臨時売店（以下「売店」という）の設置許可は、この要領の定めるところによるものとする。

1 目 的

芦別市内で生産される農産物・工芸品・陶芸品、または芦別の特産品として開発された商品等を広くPRし、地場製品の消費拡大を図る。

また、道の駅の活性化や集客増加等、賑わいの創出を図る。

2 対 象

地場製品の生産（開発）・販売業を営む本市に住所を有する法人又は団体。ただし、道の駅への集客効果があると認められる場合にあっては、この限りでない。

3 受付期間等

(1) 受付期間 随時

※ 予約状況等により受付できない場合があるので、必ず事前に芦別市経済建設部商工観光課観光振興係（0124-27-7756）に確認すること。

(2) 受付期限 出店希望日の10日前までとする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、受付期限後においても受け付けることができる。

4 売店設置期間等

(1) 売店設置期間は、許可の期間とする。

(2) 設置（営業）時間は、午前8時30分から午後6時00分までの範囲内とする。ただし、特別な事情により、市の許可を得た場合は、時間を延長することができる。

(3) テント営業・キッチンカー営業で翌日も引き続き営業する場合、設置者の責任をもって営業終了後にテントを折りたたむ・車両をしっかりと固定する等の強風対策を施すことで、設置時間の範囲を超えて翌日まで設置しておくことができる。

5 設置対象区画等

(1) 設置対象区画は別紙図面に定める10区画とし、区画に応じてテントまたは車両による販売を認める。

(2) A区画（全4区画）は幅5.0m×奥行5.0mを上限とし、B区画（全6区画）は駐車場2台分（概ね幅5.0m×奥行5.0m）を上限とする。

(3) 車両（キッチンカー、キッチントレーラー等）の設置はB区画でのみ許可する。ただし、キッチントレーラーは牽引車と接続した状態で営業すること（2区画使用）。

(4) 売店の設置は、一法人又は団体で1区画とし、上限は2区画とする。

6 使用料等

(1) 使用料は1区画1日500円、公衆トイレのコンセントから電気を使用する場合は1日500円（コンセント1口500円）とし、市が発行する納入通知書により、市の指定する期日までに前納すること。営業予定日に営業しなかった場合であって

も、使用料の返還は認めない。ただし、特別な理由や市の都合による場合は、この限りでない。

7 提出書類

- (1) 様式1 道の駅「スタープラザ芦別」臨時売店設置許可申請書
臨時売店設置許可申請書記載例を参考に必要事項を記入
- (2) 商業登記簿（法人のみ）
- (3) 食品衛生法による保健所の営業許可証の写し
- (4) 食品衛生責任者の資格を証明する書類の写し
- (5) 自動車営業の場合、車検証の写し
- (6) 様式2 実績報告書

毎月の営業終了後または設置許可の期間終了後に提出

- ※ メールで提出する場合、(2)～(5)については原本のスキャンデータ又は写真データでの提出を認める

8 提出先

芦別市 経済建設部商工観光課観光振興係

- ※ 観光振興係窓口へ直接持参するか、郵送又はメールにより提出すること。

9 売店設置許可の条件

- (1) 市が地場産品の振興又は道の駅の活性化や集客に効果があると認めた場合に許可するものとする。
- (2) 販売品目は、芦別市内で生産される地場産品及び芦別市の特産品となり得るものとする。ただし、道の駅への集客効果があると認められる場合にあっては、この限りでない。
また、販売品目については、あらかじめ市と協議することとし、設置許可取得後の販売品目の追加・変更については必ず事前に市に報告すること。
- (3) 売店の営業は、事前に提出する営業計画書に従い行うこと。ただし、悪天候やその他特別な理由による場合は、この限りでない。営業日を変更するときは、事前に市に報告すること。
- (4) 売店の設置に係る必要な設備は、すべて設置者が用意すること。
- (5) 電化製品を使用し、道の駅の電気を使用する場合は、必ず申請書「3 設置図面」に記載し提出すること。
- (6) 火気を使用する際は、消火器も併せて設備することとし、必ず申請書「3 設置図面」に記載し提出すること。
- (7) 営業時間終了後は、売店設備の適正な管理とともに周辺の清掃を行い、発生したゴミ・汚水等は設置者の責任をもって持ち帰ること。
- (8) 売店設備については、設置者の責任において管理し、一般利用者への安全を確保するとともに、道の駅の景観や美観に配慮すること。
- (9) 販売や売店の設置に係る事故や盗難、苦情については、設置者の責任をもって対応すること。また、設置場所の使用にあたり、市または第三者に損害を与えたときは、設置者の責任でその損害を賠償すること。
- (10) 許可の期間が満了したときは、速やかに原状に回復し明け渡すこと。

- (11) 芦別市暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員等でないこと。
また、暴力団員等を従業員として従事させる、又は暴力団員から原材料等を仕入れる等、暴力団員等と一切の関係を有していないこと。
- (12) 4-(3)で、冬季にあたっては除雪車が入ることから、テント・車両の周囲に物はおいていかないこと。営業時の周囲の雪については、設置者の責任により除雪をすることとする。また、設置中の除雪車によるテント・車両に損害が生じた場合は設置者の責任をもって対応すること。

10 売上額の報告（様式2）

売上額の報告については、売上額を別紙実績報告書に記入し、営業終了月の翌月10日までに報告すること。ただし、その月の営業日数が5日間に満たない場合は、営業終了日から10日以内に報告すること。

11 許可の取消

下記に該当する場合は、許可を取り消すものとする。また、その場合において申請者に損失が生じても、その補償はしないものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき、又は申請内容と著しく異なる事態が判明したとき。
- (2) 利用客等による苦情に対して市が指導しても改善されないとき。
- (3) 許可取得後、何らかの理由により営業を継続できないとき。
- (4) 公用又は公共の用に供するために必要が生じたとき。
- (5) 許可の条件に違反する行為があると認めるとき。

12 その他

この要領に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。